



サークルKもサンクスも
おかげさまで30周年。



2010年8月23日
株式会社サークルKサンクス
三菱UFJニコス株式会社
北海道旅客鉄道株式会社
西日本旅客鉄道株式会社
九州旅客鉄道株式会社

北海道、関西、中国、九州地区のサークルKとサンクス

(約1,300店舗)で交通系電子マネーがご利用いただけるようになります

=Kitaca、ICOCA、SUGOCAが9月下旬から取扱開始!=

◇ 2010年9月下旬より、北海道、関西、中国、九州各地区のサークルKとサンクス(約1,300店舗)で各交通系電子マネーがご利用いただけるようになります。

● 北海道地区では、Kitaca

● 関西・中国地区では、ICOCA

● 九州地区では、SUGOCA

◇ サークルKとサンクス店舗にて Kitaca、ICOCA、SUGOCA でお買い物時に「カルポイント」がたまります。

株式会社サークルKサンクス（代表取締役社長：中村 元彦、以下「サークルKサンクス」）、三菱UFJニコス株式会社（代表取締役社長：佐々木 宗平、以下「三菱UFJニコス」）と北海道、西日本、九州の各エリア旅客鉄道会社は、2010年9月末より、北海道・関西・中国、九州のサークルKとサンクス店舗にて、各旅客鉄道会社が運営する電子マネーサービスを開始いたします。

北海道地区では北海道旅客鉄道株式会社（代表取締役社長：中島 尚俊、以下【JR北海道】）の「Kitaca」、関西・中国地区では西日本旅客鉄道株式会社（代表取締役社長：佐々木 隆之、以下【JR西日本】）の「ICOCA」、九州地区では九州旅客鉄道株式会社（代表取締役社長：唐池 恒二、以下【JR九州】）の「SUGOCA」を導入し、お客様の利便性を向上してまいります。

また、サークルKサンクスの会員クラブ「カルワザクラブ」に会員登録済みのお客様は、Kitaca、ICOCA、SUGOCA の各 ID 番号をご登録された電子マネーを使ってサークルK・サンクスでお買い物いただくと「カルポイント」がたまります。

なお、三菱UFJニコスは、JR3社各社との電子マネー加盟店開拓における業務提携に基づき、3つの電子マネーの精算業務を担います。

1. サークルKとサンクスへの各交通系電子マネーの導入について

【Kitaca】

・導入店舗：JR北海道エリア内のサンクス店舗
北海道のサンクス全店舗 194 店舗

・サービス内容：Kitacaによるお支払い、及びKitacaへのチャージ
※Suicaによるお支払い、及びチャージもご利用いただけます。

【ICOCA】

- ・導入店舗：JR西日本エリア内のサークルKとサンクス店舗
滋賀県・京都府・兵庫県・大阪府・奈良県・和歌山県・岡山県のサークルKとサンクス全店舗、及び広島県のサンクス全店舗 全店舗 1,077 店舗
※広島県島嶼部にあるサークルK店舗は除きます。
- ・サービス内容：ICOCAによるお支払い、及びICOCAへのチャージ
※Suica・TOICAによるお支払い、及びチャージもご利用いただけます。

【SUGOCA】

- ・導入店舗：JR九州エリア内のサンクス店舗
福岡県のサンクス全店舗と熊本県・鹿児島県のサンクス一部店舗 22 店舗
※上記エリア内のサンクス全店舗数は、125 店舗
- ・サービス内容：上記店舗での SUGOCAによるお支払い、及びSUGOCAへのチャージ
※Suica・nimoca・はやかけんによるお支払い、及びチャージもご利用いただけます。

2. 各交通系マネーと「カルワザクラブ」の連携について

開始時期：2010年9月下旬

概要：サークルKサンクスの会員クラブ「カルワザクラブ」にKitaca、ICOCA、SUGOCAの各ID番号をご登録された電子マネーを使ってサークルK・サンクスでお買い物いただくと「カルポイント」がたまります。

登録方法：「カルワザクラブ」へのKitaca、ICOCA、SUGOCAの各ID番号登録は、サークルK・サンクス店頭のマルチメディア端末「カルワザステーション」（設置店舗約6,000店舗）でのお手続きとなります



※本リリース内のサークルKとサンクスの店舗は、2010年7月末現在の店舗数です。

※「Kitaca」は、北海道旅客鉄道株式会社の登録商標です。

※「ICOCA」は、西日本旅客鉄道株式会社の登録商標です。

※「SUGOCA」は、九州旅客鉄道株式会社の登録商標です。

※「Suica」は、東日本旅客鉄道株式会社の登録商標です。

※「TOICA」は、東海旅客鉄道株式会社の登録商標です。

※「nimoca」は、西日本鉄道株式会社の登録商標です。

※「はやかけん」は、福岡市交通局の登録商標です。